

環境局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	契約の種類	契約の相手方	契約金額 (円)税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
1	瓜破斎場外2斎場自動扉保守点検業務委託	電気設備	ナブコドア(株)	2,518,215	平成24年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
2	大気汚染常時監視テレメーターシステム保守管理業務委託	システム運用保守	富士通(株)	2,454,900	平成24年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
3	環境データ処理システム保守管理業務委託	システム運用保守	レイシスソフトウェアサービス(株)	9,408,630	平成24年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
4	平成24年度低公害貨物自動車リース事業業務委託	その他	大阪ガスファイナンス(株)	3,175,325	平成24年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
5	西淀工場電子計算機保守業務委託	システム運用保守	富士電機(株)	1,543,500	平成24年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
6	舞洲工場エレベーター保守業務委託	エレベーター設備	東芝エレベーター(株)	1,369,200	平成24年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
7	北斎場エレベーター及びエスカレーター設備保守点検業務委託	エレベーター設備 エスカレーター設備	東芝エレベーター(株)	2,782,920	平成24年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
8	北斎場外2斎場ガス吸収式冷温水機保守点検業務委託	空調・冷暖房・換気設備	テクノ矢崎(株)	1,081,500	平成24年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
9	北港処分地事業管理業務委託	その他 廃棄物処理	(財)大阪市環境事業協会	43,894,736	平成24年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
10	平野工場エレベーター保守業務委託	エレベーター設備	日本エレベーター製造(株)	1,129,800	平成24年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
11	舞洲工場電子計算機保守業務委託	システム運用保守	(株)日立ハイテクトレーディング	1,627,500	平成24年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	

環境局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	契約の種類	契約の相手方	契約金額 (円)税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
12	西南環境事業センター外2ヶ所ガス吸引式冷水機保守点検業務委託	空調・冷暖房・換気設備	(株)日立ビルシステム	2,145,150	平成24年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
13	東北環境事業センター外3ヶ所ガス吸引式冷水機保守点検業務委託	空調・冷暖房・換気設備	川重冷熱工業(株)	4,555,950	平成24年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
14	管路輸送施設管理等事務事業業務委託	その他 運転操作管理	(財)大阪市環境事業協会	44,498,103	平成24年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
15	環境保全関係業務処理システム運用保守業務委託	システム 運用保守	富士通エフ・アイ・ピー(株)	1,962,450	平成24年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
16	し尿収集運搬業務委託	その他 廃棄物処理	大阪府衛生管理協同組合	6,690,000	平成24年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
17	環境局あべのルシアス庁舎事務室等清掃業務委託	庁舎清掃	共同総合サービス(株)	2,883,468	平成24年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
18	地下鉄駅階段広告外1件設置業務委託	総合広告代行	(株)明企	2,493,750	平成24年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
19	粗大ごみ収集申込受付業務委託	その他 受付・案内	(株)エヌ・ティ・ティ・マーケティングアクト	54,288,780	平成24年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
20	面的評価システムデータ更新等業務委託	システム 運用保守	中外テクノス(株)	3,885,000	平成24年5月14日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
21	廃乾電池・廃蛍光灯管及び水銀体温計の処理及び再商品化業務委託	廃棄物処理	野村興産(株)	電池 79,800 蛍光灯 89,250	平成24年4月1日	—	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
22	資源ごみ選別業務委託(西北方面中継地) (単価契約)	廃棄物処理	信和商事(株)	10,880.10	平成24年4月1日	—	別紙のとおり	

環境局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	契約の種類	契約の相手方	契約金額 (円)税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
23	資源ごみ選別業務委託(鶴見中継地)(単価契約)	廃棄物処理	信和商事(株)	10,117.80	平成24年4月1日	—	別紙のとおり	
24	資源ごみ選別業務委託(東北方面中継地)(単価契約)	廃棄物処理	サニーメタル(株)	12,610.50	平成24年4月1日	—	別紙のとおり	
25	資源ごみ選別業務委託(西南方面中継地)(単価契約)	廃棄物処理	(株)松田商店	10,626.00	平成24年4月1日	—	別紙のとおり	
26	資源ごみ選別業務委託(東南方面中継地)(単価契約)	廃棄物処理	安田金属興業(株)	11,130.00	平成24年4月1日	—	別紙のとおり	
27	容器包装プラスチック異物除去等業務委託(舞洲中継施設)(単価契約)	廃棄物処理	協同組合大阪再生資源業界近代化協議会	23,613.45	平成24年4月1日	—	別紙のとおり	
28	容器包装プラスチック異物除去等業務委託(西淀中継施設)(単価契約)	廃棄物処理	ジャパン・エコロジー・ライン(株)	24,675.00	平成24年4月1日	—	別紙のとおり	
29	容器包装プラスチック異物除去等業務委託(住之江中継施設)(単価契約)	廃棄物処理	協同組合大阪再生資源業界近代化協議会	23,088.45	平成24年4月1日	—	別紙のとおり	
30	容器包装プラスチック異物除去等業務委託(東淀中継施設)(単価契約)	廃棄物処理	協同組合大阪再生資源業界近代化協議会	25,126.50	平成24年4月1日	—	別紙のとおり	
31	容器包装プラスチック異物除去等業務委託(鶴見中継施設)(単価契約)	廃棄物処理	大阪リサイクル事業協同組合	21,966.00	平成24年4月1日	—	別紙のとおり	
32	容器包装プラスチック異物除去等業務委託(平野中継施設)(単価契約)	廃棄物処理	大阪リサイクル事業協同組合	24,740.10	平成24年4月1日	—	別紙のとおり	

随意契約理由書

1 案件名称

瓜破斎場外 2 斎場自動扉保守点検業務委託

2 契約の相手方

ナブコドア(株)

3 随意契約理由

瓜破、北、鶴見斎場の自動扉は、ナブコドア株式会社が独自の技術により一括責任、施工で製造、設置したものである。

今回、保守点検整備を実施する設備の仕様並びに構造等は、ナブコドア株式会社のみが熟知しており、部品交換等が生じた場合、部品等の入手は他社では実施不可能である。

また、作業後の性能、作動状態及び耐用寿命等について、一貫した責任保証ができるのは当該会社以外にはない。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課 (電話番号 06-6630-3135)

随意契約理由書

1 案件名称

大気汚染常時監視テレメータシステム保守管理業務委託

2 契約の相手方

富士通(株)

3 随意契約理由

本業務委託は、中央監視局（環境情報システム室）及び市内26ヵ所の測定局において設置している大気汚染常時監視テレメータシステムのハードウェア及びソフトウェアの保守管理及びシステムの保守点検を行うとともに、障害発生時にはその原因を調査・解析の上、障害の早期回復を図るものである。

本システムは、主に富士通株式会社製のハードウェア及びソフトウェアで構成されており、さらに上記業者が導入及び設定作業も行った。

また、本システムの業務プログラムについても上記業者が独自に開発し、著作権を所有している。

本業務の実施に当たっては、上記ハードウェア及びソフトウェアに関連する特殊技術を有した技術者を確保するとともに、導入当初からの設計に基づく保守を行うために必要な技術を保有している必要がある。さらに、迅速かつ確実な保守管理が可能であるとともに、責任の一貫性と性能についての保証を持たせる必要がある。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 環境管理部 環境管理課 （電話番号 06-6615-7944）

随意契約理由書

1 案件名称

環境データ処理システム保守管理業務委託

2 契約の相手方

レイシスソフトウェアサービス㈱

3 随意契約理由

本業務委託は、環境データ処理システムの正常な稼働を確保するため、業務ソフトウェアの保守及びシステムエンジニア及びプログラマによるシステム全般の保守管理を実施するとともに、障害発生時にはその原因を調査・解析の上、障害の早期復旧を図るものである。

本システムは、レイシスソフトウェアサービス株式会社が業務プログラムの設計・製造及びネットワークの構成を行い一貫して構築されたシステムであり、さらに上記業者が導入及び設定作業を行った実績がある。

本業務の実施に当たっては、上記業務プログラム及びネットワーク構成に関連する特殊技術を有したシステムエンジニア・プログラマを確保するとともに、導入当初からの設計に基づくプログラムの修正等に必要な技術を保有している必要がある。また、迅速かつ確実な保守管理が可能であるとともに、一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 環境管理部 環境管理課 (電話番号 06-6615-7944)

随意契約理由書

1 案件名称

低公害貨物自動車リース事業業務委託

2 契約の相手方

大阪ガスファイナンス（株）

3 随意契約理由

本業務委託は、大阪市低公害貨物自動車リース契約を締結した事業者(車両の使用者)から、毎月リース料金の徴収、車両のメンテナンス等リース事業に係る業務全般を委託するものである。

大阪市低公害貨物自動車リース事業は、平成 15 年度から 18 年度まで、各年度に事業者(車両の使用者)を募集し、リース契約開始時に 5 年間のリース契約を締結する形式をとっている。リース契約は、事業者(車両の使用者)と CEV リースセンターとの間で締結し、本市は車両の所有者という位置づけとなっている。

CEV リースセンターは、平成 15 年度に（財）都市交通問題調査会が（株）オージック(平成 22 年 10 月に大阪ガスファイナンス（株）に社名変更)、オージーオートサービス（株）(現：大阪ガスオートサービス（株）)と民法上結成した組合組織である。しかし、本市の低公害貨物自動車リース事業業務委託については、委託先に法人格が必要なため、CEV リースセンターの主たる構成員である（財）都市交通問題調査会に随意契約してきた。(なお、リース事業に係る事務については、（財）都市交通問題調査会が行うよう、CEV リースセンター内でのとりきめにより定められていた。)

しかし、平成 18 年 3 月に（財）都市交通問題調査会が解散し、これに伴い、リース事業に係る事務については、大阪ガスファイナンス（株）が行うよう、CEV リースセンター内でのとりきめを改訂したため、平成 18 年度以降は CEV リースセンターの主たる構成員であり、リース事業の担当である（株）オージック(現：大阪ガスファイナンス（株）)に随意契約してきている。

平成 18 年度中に締結したリース契約は、5 年間契約で平成 23 年度までの契約期間となっている。リース契約期間中は契約者を変更することはできない。また、リース契約満了後の再リースについても、CEV リースセンターと事業者とのリース契約で定めている。

4

本業務の委託については、CEV リースセンターの主たる構成員である大阪ガスファイナンス（株）以外の者では実施できないので、大阪ガスファイナンス（株）と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局環境管理部環境管理課自動車排ガス対策グループ

（電話番号 06-6615-7965 ）

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場電子計算機保守業務委託

2 契約の相手方

富士電機（株）

3 随意契約理由

本保守業務委託は、西淀工場における運転制御装置の中枢部である、電子計算機システムの予防保全及び故障時の緊急対応を目的に実施するものである。

本保守業務を実施するためには、電子計算機単体だけでなく、他の制御機器との接続方法、制御内容、各種周辺機器との接続方法等を熟知している必要がある。

本電子計算機システムは、富士電機(株)の独自の技術により設計・製作されたものであり、部品についても独自の技術で製作されたものがほとんどである。

従って、保守業務委託を実施することができるのは、富士電機(株)より技術提供があり、本電子計算機システムにおける部品販売及び補修等を唯一委託されている富士電機(株)だけである。上記の理由により、富士電機(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 西淀工場 （電話番号06-6472-3000）

6

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場エレベータ保守業務委託

2 契約の相手方

東芝エレベータ㈱

3 随意契約理由

当工場においては、上記業者のエレベータが設置されています。エレベータについては、建築基準法第34条により、「昇降機は安全な構造でなければならない。」と定められており、特に安全確認の要する建築設備として、定期的な点検及び報告義務等人的安全保護上かなりの規制があります。

故に日常利用されるエレベータの設備整備、安全構造維持等を目的とした保守委託はエレベータの運転に必要な不可欠な業務であり、設置業者によってそれぞれ異なる構造・材料及び部品の結合体であるエレベータの保守をするためには、設備構造・特異性を熟知した設置業者でなければならず、施行責任の一元化及び問題が発生した際の緊急対応とともに、他業者では不可能です。

上記の理由により、東芝エレベータ㈱と随意契約を締結します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 舞洲工場 (電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立北斎場エレベーター及びエスカレーター設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

東芝エレベータ㈱

3 随意契約理由

北斎場に設置されているエレベーター及びエスカレーター設備は、東芝エレベータ株式会社が製造、設置したものであり、故障を未然に防ぐとともに正常な状態を維持し、人荷への安全性を確保するため、昇降機の運転状態を製造業者の情報センターで、常に監視できる機能を備えている。

また、部品交換等が生じた場合、機器の仕様並びに構造を熟知しており、部品等の入手は他社では実施不可能である。

そうしたことから、作業後の性能、作動状態及び耐用寿命等について、一貫した責任保証と設備の性能保証ができるのは当該会社以外にはない。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課 (電話番号 06-6630-3135)

随意契約理由書

1 案件名称

北斎場外2ヵ所
ガス吸収式冷温水機保守点検業務委託

2 契約の相手方

テクノ矢崎(株)

3 随意契約理由

北斎場、小林斎場および鶴見斎場に設置されている空気調和用熱源機器は矢崎総業株式会社のガス吸収式冷温水機が使用されている。

今回のガス吸収式冷温水機保守点検業務委託は、製造者独自の技術により本機器を製造しており、製造者以外では整備技術面の対応が不可能で、既存機器と密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障が生ずる可能性があること、また基準どおりの性能を維持できるように保守点検を行い、保守点検期間中の性能維持、故障時の迅速な緊急対応また、修理に必要な純正部品の入手及び取替後の保証等について当該業者の一貫した責任により確実なアフターサービスを実施させる必要があることから、この業務を実施できるのは、矢崎総業株式会社の製品について専属でサービス及びメンテナンスをしているテクノ矢崎株式会社だけである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課 (電話番号06-6630-3135)

随意契約理由書

1 案件名称

北港処分地事業管理業務委託

2 契約の相手方

(財) 大阪市環境事業協会

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたり、北港処分地（夢洲第1地区）は、焼却残滓及び下水焼却汚泥の廃棄物埋立処分に加えて、建設局外5局の公共事業から発生する土壤汚染防止法の基準値超過土（海洋汚染防止法の基準内）を受け入れて残滓覆土として有効利用している。

当処分地は、昭和62年から埋立を開始し、隣接の港湾局管理の夢洲第2～4区の埋立進捗状況もあるが、近い将来、終末期を迎えることから平成19年にスムーズな閉鎖に向けて効率的に事業運営を行うため、埋立事業の作業及び管理の委託化による埋立体制の見直しを行ってきた。

北港処分地は、廃棄物処理法上の管理型最終処分場であり、焼却残滓及び下水焼却汚泥の受け入れにおいて、発生元の確認や受入量のチェックなどに厳しい管理の目が求められている。また、最終処分場の維持管理方法については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」及び「一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号）」により、適正な基準が定められている。さらに、平成22年4月に改正された土壤汚染対策法の施行令制定では処理施設設置に係る廃棄物の安全な保管理等の規定が定められている。これらの法律を遵守し、安全で適正な北港処分地事業の管理には公共的団体の関与が必要である。また、埋立事業の管理委託先には、一般的な土砂と異なり粘着率が一定でない焼却残滓での埋立作業計画、安全で安定した海面埋立作業の監理、さらに公害対策としての残滓覆土工法の指導や排水処理施設、メタンガス抜き施設の適正管理など、高度な海面埋立技術の知識と実績が不可欠であることから、全国で海面埋立処分場の埋立事業の管理を委託している横浜市、北九州市ともに公共的団体に委託している。

大阪湾圏域で残滓での海面埋立の実績を有する公共的団体は、大阪湾広域臨海環境整備センターと(財)大阪市環境事業協会であるが、大阪湾広域臨海環境整備センターは広域臨海環境整備法に基づいて港湾管理者からの委託を受けて処分場を設置し、大阪湾圏域の168市町村の廃棄物を埋立処分するフェニックス事業のみを事業目的とする団体であることから、本事業の管理を委託できるのは(財)大阪市環境事業協会のみである。加えて(財)大阪市環境事業協会は、既に夢洲第2～4区の海面埋立事業管理の実績を持っており、北港処分地（夢洲第1地区）と併せて委託することにより、基準値超過土や公共事業残土の(財)大阪市環境事業協会管理の南港中継基地からの海上搬入・揚陸等のスムーズな連絡体制の構築、搬入道路等の整備、管理事務所等の供用使用など、夢洲における埋立事業を総合的・効率的に管理するとともに事業経費の削減が可能となることから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3353)

随意契約理由書

1 契約名称

平野工場エレベータ保守業務委託

2 契約の相手方

日本エレベーター製造(株)

3 随意契約理由

エレベータについては、建築基準法第34条により、「昇降機は安全な構造でなければならない。」と定められており、特に安全確認を要する建築設備として、定期的な点検等が義務付けされている。

当工場においては、上記業者のエレベータが設置されていますが、日常利用されるエレベータの設備整備、安全構造維持等を目的とした保守委託はエレベータの運転に必要不可欠な業務である。また、エレベータは設置業者によって構造・材料及び部品が異なるため、設置業者以外が整備部品の調達や保守点検等を行うと安全上の問題が発生する可能性があるうえ、問題が発生した際の緊急対応が不可能である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 平野工場（電話番号06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場電子計算機保守業務委託

2 契約の相手方

(株)日立ハイテクトレーディング

3 随意契約理由

本保守業務委託は、当工場における運転制御装置の中枢部である電子計算機の予防保全及び故障時等の緊急対応を目的に実施する。保守業務を実施するためには、電子計算機単体についてだけでなく、他の制御機器との接続内容や取り合い等を熟知している必要がある。

舞洲工場の電子計算機は(株)日立ハイテクフィールドディング製であり、当該会社独自の技術により設計・制作されている。また、部品についても独自の技術で制作されたものがほとんどであり、部品購入及び補修等については当該会社のみが取り扱っているため他社によることは不可能である。そしてこれらの販売・保守契約は(株)日立ハイテクフィールドディングのグループ会社である(株)日立ハイテクトレーディングのみが行っている。

上記の理由により、(株)日立ハイテクトレーディングと随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 舞洲工場 (電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

西南環境事業センター外2ヶ所 ガス吸収式冷温水機保守点検業務委託

2 契約の相手方

(株)日立ビルシステム

3 随意契約理由

西南環境事業センター、西部環境事業センター及び南部環境事業センター本館の空気調和用熱源機器は(株)日立製作所のガス吸収式冷温水機が使用されている。

今回のガス吸収式冷温水機保守点検業務委託は、製造者独自の技術により本機器を製造しており、製造者以外では整備技術面の対応が不可能で、既存機器と密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障が生ずる可能性があること、また基準通りの性能を維持できるように保守点検を行い、保守点検期間中の性能維持、故障時の迅速な緊急対応また、修理に必要な純正部品の入手及び取替後の保証等について当該業者の一貫した責任により確実なアフターサービスを実施させる必要があることから、この業務を実施できるのは(株)日立製作所の製品について専属サービス及びメンテナンスをしている(株)日立ビルシステムだけである。

上記の理由により、(株)日立ビルシステムと随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課 (電話番号 06-6630-3238)

随意契約理由書

1 案件名称

東北環境事業センター外3ヶ所 ガス吸収式冷温水機保守点検業務委託

2 契約の相手方

川重冷熱工業㈱

3 随意契約理由

東北環境事業センター、東南環境事業センター、中部環境事業センター出張所及び東部環境事業センター本館の空気調和用熱源機器は川重冷熱工業㈱のガス吸収式冷温水機が使用されている。

今回のガス吸収式冷温水機保守点検業務委託は、製造者独自の技術により本機器を製造しており、製造者以外では整備技術面の対応が不可能で、既存機器と密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障が生ずる可能性があること、また基準通りの性能を維持できるように保守点検を行い、保守点検期間中の性能維持、故障時の迅速な緊急対応また、修理に必要な純正部品の入手及び取替後の保証等について当該業者の一貫した責任により確実なアフターサービスを実施させる必要があることから、この業務を実施できるのは製造業者である川重冷熱工業㈱だけである。

上記の理由により、川重冷熱工業㈱と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課 (電話番号 06-6630-3238)

随意契約理由書

1 案件名称

管路輸送施設管理等事務事業に関する業務委託

2 契約の相手方

(財) 大阪市環境事業協会

3 随意契約理由

本事務事業は、管路輸送施設の運転・維持管理等に係る業務を行うものであり、施設における設備の運転業務、設備の保守点検・維持管理業務など、ごみ管路輸送事業の全般を行うものである。

ごみ管路輸送施設は、建設省のパイロット事業として導入され、地下に輸送管を埋設し空気の流れを利用することで各家庭から中継センターまでごみを輸送する空気輸送方式は、ごみを家庭に置く必要がなくいつでも出すことができ、利便的かつ衛生的なものである。

本事業を安定的に、効率的かつ効果的に実施し維持するためには、施設の運転・維持管理について専門的に行ってきた経験豊富な職員を活用することが肝要であり、施設の整備等についても、整備前調査、設計・積算、発注・契約、工事監理、検査等、一連の蓄積されたノウハウをもった経験豊かな職員により実施することが必要不可欠である。また、本事業は市民生活に密接した事業であることから、当局事業と綿密な連携を要し、当局事業内容について熟知・精通し、関係部局との連絡調整や周辺住民への対応など、局事業の運営に合致した対応を行うことが強く求められる。したがって、これらの体制を確保した当協会へ委託することが、最も効果的・効率的かつ経済的であり、本事業を円滑に実施することが可能となる。加えて、OB職員を活用することで、より一層の本業務にかかる経費の節減を図ることができる。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3361)

随意契約理由書

1 案件名称

環境保全関係業務処理システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

富士通エフ・アイ・ピー（株）

3 随意契約理由

本システムは、富士通エフ・アイ・ピー社のパッケージソフトを導入し、パッケージ部分のカスタマイズを開発業者である富士通エフ・アイ・ピー社が請け負った。

本システムの運用保守について、本システム運用面においてはパッケージソフトの活用が中心となることから、パッケージソフトのカスタマイズを担当した富士通エフ・アイ・ピー社と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 環境管理部 環境管理課 環境保全対策グループ
(電話番号 06-6615-7923)

随意契約理由書

1 案件名称

し尿収集運搬業務委託

2 契約相手方

大阪府衛生管理協同組合

3 随意契約理由

- (1) 同協同組合は、中小企業等協同組合法に基づく法人格を有する事業主体であり、大阪府下の浄化槽清掃業者が浄化槽清掃等の共同受注等を目的として設立したものである。

し尿収集運搬業務を実施できるのは、類似の事業を実施している浄化槽清掃業者だけであることから、本市のし尿収集運搬業（仮設便所及び多量排出事業所に限る）についても、同協同組合の組合員（28者）に対し許可している。

- (2) 浄化槽清掃汚泥等の本市処理施設への受入れについても、同協同組合に対し本市内で営業している浄化槽清掃業者の代表として、本市施設での受入れを承認しており、浄化槽清掃と類似のし尿収集運搬業務についても同協同組合に委託することにより統一的な取り扱いとすることが望ましい。

- (3) 年々、本市のし尿収集対象家屋は減少の一途にあり、下水道の進捗状況と相俟って年度途中でも地域によっては対象家屋が大幅に減少するおそれがあり、個々の地域毎に業者を選定して業務を委託させることは、各地域の水洗化の進捗状況によっては、業務量の激減によるコスト増の負担を個々の業者に負わせることになりかねないため、同協同組合に市内全域を一括して業務委託することにより、安定した円滑な事業の実施を図る。

- (4) 平成4年10月より同協同組合に本業務を委託しているが、作業内容を熟知し、円滑に業務を遂行している。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課 （電話番号 06-6630-3238）

随意契約理由書

1 案件名称

環境局庁舎事務室等清掃業務委託

2 契約の相手方

共同総合サービス㈱

3 随意契約理由

環境局庁舎事務室等清掃業務については、あべのルシアスを賃借する際の条件の一つとして賃室内の清掃は同ビルの管理者である㈱きんえいの指定する業者と直接契約することとなっていることから、同社が指定する上記業者と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 総務課 (電話番号 06-6630-3113)

随意契約理由書

1 案件名称

地下鉄駅階段広告外1件設置業務委託

2 契約の相手方

(株)明企

3 随意契約理由

大阪市営地下鉄駅構内階段部分の広告スペースは、株式会社明企が交通局と随意契約を行い、広告ケースの取り付け、撤去、清掃管理、メンテナンス、保険（対人、建物）等を一貫して行っており、既存の広告ケースに路上喫煙対策事業のデザインを設置するため、株式会社明企と随意契約を行います。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課 （電話番号 06 - 6630 - 3228 ）

随意契約理由書

1 案件名称

粗大ごみ収集申込受付業務委託

2 契約の相手方

(株)エヌ・ティ・ティ マーケティングアクト

3 随意契約理由

(1) 粗大ごみ収集については、定期収集制によって生じていた事業系ごみの便乗排出、道路上への大量排出による交通障害等を改善し、ごみの減量化を推進するため、電話申込による申告制を導入し、一部地域でのテスト実施を経て平成 12 年 10 月から全市実施した。これについては、市内どこからでも同じ電話番号にて申し込みすることができる粗大ごみ収集申込受付業務を行ってきたところであり、また、受付業務及び収集作業の効率化を図るため、平成 17 年 6 月からはコンピューターシステム（粗大ごみ受付システム）を導入している。

同社（当時の社名は(株)NTTダイナミックテレマ）は、平成 9 年 9 月からのテスト実施を検討した際、他都市において同業務を行っていた実績があり、また、当時同業務を行っている業者が他に存在しなかったことから、特名随意契約により委託したのをはじめとして、現在まで本市申込受付業務を行っている。それにより、受付業務におけるオペレーションのノウハウを有しており、粗大ごみ以外の本市ごみ収集事業についての市民からの問合せへの対応についても豊富な経験があり、受付システム導入に際しては、そのシステムを構築し、運用している。

このことから、同社であれば、これまでの経験で蓄積されてきた本市粗大ごみ収集受付業務についての知識を活用することで、輻輳することなく業務を運営することができ、責任ある作業の遂行が期待できる。また、受付システムについても、5 年以上の稼働が可能となっており、これまで蓄積・整備された受付システム上のデータ（狭隘路情報、集合住宅排出場所情報等の地図情報、過去の申込履歴、品目情報、収集日程情報）についても引き続き活用することが可能である。

さらに、平成 18 年 10 月から実施した粗大ごみ収集の有料化に際しては、同社（当時の社名は(株)NTT西日本ー関西）により受付システムに有料化対応のプログラムがなされ、支障なく移行作業やオペレータ研修を実施するとともに、業務担当（当時：業務企画担当）及び各環境事業センターと密接な連携をとって有料収集に対応した受付案内を行ってきている。

仮に、別業者で受付業務を行う場合、一から受付オペレータ研修を実施することとなり、また、その研修や新たな受付システムの構築及び機器設置等により経費が別途発生するだけでなく、運用に至るまでの間、業務に支障をきたさずに蓄積・整備されているデータを円滑に移行するためには、相当の期間が必要となる。そのうえ、オペレーション業務と受付システム構築及び運用が別々の業者となれば、受付業務遂行上、相互に密な連携を取りながら日々の協力・支援体制を築く必要性もあることから、さらなる費用や期間がかかる。

したがって、ごみの減量推進等を目的として実施されてきた申告制粗大ごみ収集について、平成23年4月以降についてもこれまでどおり安定した申込受付業務を行うにあたり、受付業務とシステム運用を一体で行うことができる同社に委託することが経費や期間において有利である。

(2) 粗大ごみ収集申込受付業務は、本市職員に代わって市民対応を行う重要な業務であり、自治体が行う業務及び本市の施策を十分に理解した業者に委託することが必要である。加えて同社に委託後の状況は、受付オペレータの市民対応研修も計画的かつ適切に実施されており、申告制の浸透に応じて受付件数も増加している中、市民とのトラブルをなくすため、日常的に環境事業センターと密接な連携を取りながら、円滑に業務を遂行しているところである。また、平成14年1月にはコンタクトセンター業務の国際的な品質認証の規格であるCOPCを取得し、同基準に基づいた運営で高品質のオペレーションを確保している。

(3) 昨年度より「大阪市個人情報保護条例」が改正されたが、同社では平成17年1月にプライバシーマークを認証取得し、個人情報保護の取り組みに努めており、社内での個人情報保護規程を策定し、保護責任体制を明確にするとともに、受付オペレータに対しても、個人情報の保護に関する教育・研修を定期的実施している。

また、受付業務の実施場所についても、独立した受付スペースが確保でき、部外者が入室することがないように警備員による身分証の確認やバイオメトリクス認証やパスワード認証など多重のチェック体制を講じている。

加えて、本市では、個人情報保護審議会への諮問に基づき、個人情報の適正な取り扱いについて指導監督を行う管理責任者を受付業務委託先へ常駐させているが、同社では、耐震設計の自社ビル内に、管理責任者が管理業務を行うためのスペースや施錠可能なサーバ室の設置といった物理的セキュリティが確保された効果的な空間を本市の指示に基づいて構築し、確保している。

このように、個人情報に関する取り扱いにおいて、同社は、過去に培ってきた本市との信頼関係に背反することのないよう本市個人情報保護条例を遵守し、個人情報の取り扱いには万全を期していくものと考えられ、個人情報保護の面でも、本市の委託先管

理監督の強化・徹底に即した対応を行うことができ、受付業務の円滑な運営が図られる。

(4) 入札による場合は、現行システムを使用できないため新たなシステム構築等の高額なイニシャルコストが必要となり、契約期間も5年間の長期継続契約となるが、公正な入札の確保の観点から契約期間中には仕様内容の変更（軽微なものは除く）が出来ない。

一方、平成23年10月より5行政区で粗大ごみ収集の民間委託を行い、順次、平成25年4月、平成26年4月、平成27年4月と拡大していく計画となっているが、粗大ごみシステム端末についても、粗大ごみ収集の民間委託の検証を踏まえて、より効率的な活用方法及びシステム内容の検討が必要となってくる。

そうした場合、今後の民間委託拡大実施の検証期間中に契約内容を変更することが考えられるが、仕様変更ができないため契約を解除する必要がある、違約金が発生する場合も想定される。

そうしたことから、今後の粗大ごみ収集の事業変更に柔軟に対応できるよう、単年度契約により現システムを継続して利用することが、本市にとって大きな有益性があるものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課 （電話番号 06-6630-3226）

随意契約理由書

1 案件名称

面的評価システムデータ更新等業務委託

2 契約相手方

中外テクノス(株)

3 随意契約理由

業者選定理由

自動車騒音常時監視業務は、騒音規制法第 18 条に基づく法定受託事務として規定されており、本市では、環境省が自治体配布用に提供している「面的評価支援システム（以下、支援システム）」を基に面的評価システムを構築し、自動車騒音常時監視結果を算出している。また、面的評価システムには、自動車騒音常時監視結果の算出機能とともに、道路構造対策や交通流対策の効果を予測評価する機能を実装している。

本業務は、市内幹線道路沿道（総延長 453km、606 区間）における道路情報や騒音調査結果等の情報を整理し、本市が構築した「面的評価システム」に反映させ、騒音レベルを計算させることにより、環境基準の達成状況を把握するとともに、騒音対策効果の予測評価を行わせることで自動車騒音の効果的な対策計画の立案等に資するものである。

面的評価システムは、支援システムと道路構造対策や交通流対策の予測評価機能から構成されている。支援システム、予測評価機能ともに中外テクノス(株)が開発・製作しているが、前者はライセンスフリー、後者は同社が著作権を有している。

支援システムは、同省において随時更新されており、本業務では、支援システムの更新時に、面的評価システムへの道路情報等の反映、及び予測評価との連動性確保を目的とした、面的評価システムの解析作業が必要である。支援システムを開発・製作した同社は解析作業を必要としないことから、作業時間の短縮ならびに大幅な経費の縮減が可能である。

したがって、上記業者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 環境管理部 環境管理課 （電話番号 06-6615-7942）

随意契約理由書

1 案件名称

廃乾電池・廃蛍光灯管及び廃水銀体温計の処理及び再資源化業務委託

2 契約の相手方

野村興産(株)

3 随意契約理由

乾電池、蛍光灯管及び水銀体温計は、水銀やアルカリ・マンガンなどの有用な金属類をはじめ、ガラスなどの資源が含まれており、資源の有効活用の観点から、それらを適正に処理し再資源化を図ることを目的として、平成13年10月より使用済み乾電池・蛍光灯管等の回収を実施している。

環境事業センター等における受付窓口及び回収ボックスに持ち込まれた乾電池、蛍光灯管及び水銀体温計については、各環境事業センター等で回収し、再資源化処理施設に搬入する。

これらの品目を一括して受け入れ、適正処理及び再資源化する能力を有し、尚且つ、各環境事業センターから当該品目を直接搬送するにあたり、本市内に受入・保管可能な施設を有している業者は、野村興産(株)1社だけである。

以上の理由から野村興産(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 (電話番号06-6630-3235)

随意契約理由書

1 案件名称

資源ごみ選別業務委託（西北方面中継地）（単価契約）

2 契約の相手方

信和商事㈱

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている（地方自治法 232 条の 3）。

従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内でしか行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。

本市における平成 24 年度当初予算は、施策・事業を抜本的に見直すため、「暫定的な予算」編成（4 月から 7 月まで）としている。

本件契約は、通年の予算計上がなされることを前提として、平成 24 年度予算の発効を条件に通年の契約期間（4 月から翌年 3 月まで）で平成 23 年 10 月及び 11 月に入札を執行し落札者を決定していたが、本件契約にかかる予算が「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となったため、契約期間が 4 月から 7 月までとなった。

本来であれば、入札条件が変更した場合は、再度入札を行い、契約相手方を決定するのが原則であるが、すでに、通年を条件として公正な競争入札が行われた結果として、落札金額及び落札者が決定しており、落札金額の制限の範囲内で、かつ履行期間を除いて、最初競争入札に付するときに定めた入札の条件において随意契約によることとしても、一般競争入札を原則とする地方自治法の趣旨に反するものではない。

上記理由により、一旦有効に成立した入札の結果（落札決定）を尊重し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号を類推適用し、入札で決定した落札者と暫定的な予算措置が講じられる 4 月から 7 月までを契約期間とし随意契約を行う。

なお、本件契約は、単価契約であるため、契約金額については、応札価格とする。

4 担当部署

環境局 総務部 総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

資源ごみ選別業務委託（鶴見中継地）（単価契約）

2 契約の相手方

信和商事㈱

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている（地方自治法 232 条の 3）。

従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内で行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。

本市における平成 24 年度当初予算は、施策・事業を抜本的に見直すため、「暫定的な予算」編成（4 月から 7 月まで）としている。

本件契約は、通年の予算計上がなされることを前提として、平成 24 年度予算の発効を条件に通年の契約期間（4 月から翌年 3 月まで）で平成 23 年 10 月及び 11 月に入札を執行し落札者を決定していたが、本件契約にかかる予算が「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となったため、契約期間が 4 月から 7 月までとなった。

本来であれば、入札条件が変更した場合は、再度入札を行い、契約相手方を決定するのが原則であるが、すでに、通年を条件として公正な競争入札が行われた結果として、落札金額及び落札者が決定しており、落札金額の制限の範囲内で、かつ履行期間を除いて、最初競争入札に付するときに定めた入札の条件において随意契約によることとしても、一般競争入札を原則とする地方自治法の趣旨に反するものではない。

上記理由により、一旦有効に成立した入札の結果（落札決定）を尊重し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号を類推適用し、入札で決定した落札者と暫定的な予算措置が講じられる 4 月から 7 月までを契約期間とし随意契約を行う。

なお、本件契約は、単価契約であるため、契約金額については、応札価格とする。

4 担当部署

環境局 総務部 総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

資源ごみ選別業務委託（東北方面中継地）（単価契約）

2 契約の相手方

サニーメタル(株)

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている（地方自治法 232 条の 3）。

従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内でしか行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。

本市における平成 24 年度当初予算は、施策・事業を抜本的に見直すため、「暫定的な予算」編成（4 月から 7 月まで）としている。

本件契約は、通年の予算計上がなされることを前提として、平成 24 年度予算の発効を条件に通年の契約期間（4 月から翌年 3 月まで）で平成 23 年 10 月及び 11 月に入札を執行し落札者を決定していたが、本件契約にかかる予算が「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となったため、契約期間が 4 月から 7 月までとなった。

本来であれば、入札条件が変更した場合は、再度入札を行い、契約相手方を決定するのが原則であるが、すでに、通年を条件として公正な競争入札が行われた結果として、落札金額及び落札者が決定しており、落札金額の制限の範囲内で、かつ履行期間を除いて、最初競争入札に付するときに定めた入札の条件において随意契約によることとしても、一般競争入札を原則とする地方自治法の趣旨に反するものではない。

上記理由により、一旦有効に成立した入札の結果（落札決定）を尊重し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号を類推適用し、入札で決定した落札者と暫定的な予算措置が講じられる 4 月から 7 月までを契約期間とし随意契約を行う。

なお、本件契約は、単価契約であるため、契約金額については、応札価格とする。

4 担当部署

環境局 総務部 総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

資源ごみ選別業務委託（西南方面中継地）（単価契約）

2 契約の相手方

㈱松田商店

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている（地方自治法 232 条の 3）。

従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内でしか行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。

本市における平成 24 年度当初予算は、施策・事業を抜本的に見直すため、「暫定的な予算」編成（4 月から 7 月まで）としている。

本件契約は、通年の予算計上がなされることを前提として、平成 24 年度予算の発効を条件に通年の契約期間（4 月から翌年 3 月まで）で平成 23 年 10 月及び 11 月に入札を執行し落札者を決定していたが、本件契約にかかる予算が「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となったため、契約期間が 4 月から 7 月までとなった。

本来であれば、入札条件が変更した場合は、再度入札を行い、契約相手方を決定するのが原則であるが、すでに、通年を条件として公正な競争入札が行われた結果として、落札金額及び落札者が決定しており、落札金額の制限の範囲内で、かつ履行期間を除いて、最初競争入札に付するときに定めた入札の条件において随意契約によることとしても、一般競争入札を原則とする地方自治法の趣旨に反するものではない。

上記理由により、一旦有効に成立した入札の結果（落札決定）を尊重し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号を類推適用し、入札で決定した落札者と暫定的な予算措置が講じられる 4 月から 7 月までを契約期間とし随意契約を行う。

なお、本件契約は、単価契約であるため、契約金額については、応札価格とする。

4 担当部署

環境局 総務部 総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

資源ごみ選別業務委託（東南方面中継地）（単価契約）

2 契約の相手方

安田金属興業㈱

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている（地方自治法 232 条の 3）。

従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内で行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。

本市における平成 24 年度当初予算は、施策・事業を抜本的に見直すため、「暫定的な予算」編成（4 月から 7 月まで）としている。

本件契約は、通年の予算計上がなされることを前提として、平成 24 年度予算の発効を条件に通年の契約期間（4 月から翌年 3 月まで）で平成 23 年 10 月及び 11 月に入札を執行し落札者を決定していたが、本件契約にかかる予算が「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となったため、契約期間が 4 月から 7 月までとなった。

本来であれば、入札条件が変更した場合は、再度入札を行い、契約相手方を決定するのが原則であるが、すでに、通年を条件として公正な競争入札が行われた結果として、落札金額及び落札者が決定しており、落札金額の制限の範囲内で、かつ履行期間を除いて、最初競争入札に付するときに定めた入札の条件において随意契約によることとしても、一般競争入札を原則とする地方自治法の趣旨に反するものではない。

上記理由により、一旦有効に成立した入札の結果（落札決定）を尊重し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号を類推適用し、入札で決定した落札者と暫定的な予算措置が講じられる 4 月から 7 月までを契約期間とし随意契約を行う。

なお、本件契約は、単価契約であるため、契約金額については、応札価格とする。

4 担当部署

環境局 総務部 総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

容器包装プラスチック異物除去等業務委託（舞洲中継施設）（単価契約）

2 契約の相手方

協同組合大阪再生資源業界近代化協議会

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている（地方自治法 232 条の 3）。

従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内で行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。

本市における平成 24 年度当初予算は、施策・事業を抜本的に見直すため、「暫定的な予算」編成（4 月から 7 月まで）としている。

本件契約は、通年の予算計上となされることを前提として、平成 24 年度予算の発効を条件に通年の契約期間（4 月から翌年 3 月まで）で平成 23 年 10 月及び 11 月に入札を執行し落札者を決定していたが、本件契約にかかる予算が「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となったため、契約期間が 4 月から 7 月までとなった。

本来であれば、入札条件が変更した場合は、再度入札を行い、契約相手方を決定するのが原則であるが、すでに、通年を条件として公正な競争入札が行われた結果として、落札金額及び落札者が決定しており、落札金額の制限の範囲内で、かつ履行期間を除いて、最初競争入札に付するときに定めた入札の条件において随意契約によることとしても、一般競争入札を原則とする地方自治法の趣旨に反するものではない。

上記理由により、一旦有効に成立した入札の結果（落札決定）を尊重し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号を類推適用し、入札で決定した落札者と暫定的な予算措置が講じられる 4 月から 7 月までを契約期間とし随意契約を行う。

なお、本件契約は、単価契約であるため、契約金額については、応札価格とする。

4 担当部署

環境局 総務部 総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

容器包装プラスチック異物除去等業務委託（西淀中継施設）（単価契約）

2 契約の相手方

ジャパン・エコロジー・ライン(株)

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている（地方自治法 232 条の 3）。

従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内で行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。

本市における平成 24 年度当初予算は、施策・事業を抜本的に見直すため、「暫定的な予算」編成（4 月から 7 月まで）としている。

本件契約は、通年の予算計上がなされることを前提として、平成 24 年度予算の発効を条件に通年の契約期間（4 月から翌年 3 月まで）で平成 23 年 10 月及び 11 月に入札を執行し落札者を決定していたが、本件契約にかかる予算が「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となったため、契約期間が 4 月から 7 月までとなった。

本来であれば、入札条件が変更した場合は、再度入札を行い、契約相手方を決定するのが原則であるが、すでに、通年を条件として公正な競争入札が行われた結果として、落札金額及び落札者が決定しており、落札金額の制限の範囲内で、かつ履行期間を除いて、最初競争入札に付するときに定めた入札の条件において随意契約によることとしても、一般競争入札を原則とする地方自治法の趣旨に反するものではない。

上記理由により、一旦有効に成立した入札の結果（落札決定）を尊重し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号を類推適用し、入札で決定した落札者と暫定的な予算措置が講じられる 4 月から 7 月までを契約期間とし随意契約を行う。

なお、本件契約は、単価契約であるため、契約金額については、応札価格とする。

4 担当部署

環境局 総務部 総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

容器包装プラスチック異物除去等業務委託（住之江中継施設）（単価契約）

2 契約の相手方

協同組合大阪再生資源業界近代化協議会

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬとされている（地方自治法 232 条の 3）。

従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内でしか行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。

本市における平成 24 年度当初予算は、施策・事業を抜本的に見直すため、「暫定的な予算」編成（4 月から 7 月まで）としている。

本件契約は、通年の予算計上がなされることを前提として、平成 24 年度予算の発効を条件に通年の契約期間（4 月から翌年 3 月まで）で平成 23 年 10 月及び 11 月に入札を執行し落札者を決定していたが、本件契約にかかる予算が「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となったため、契約期間が 4 月から 7 月までとなった。

本来であれば、入札条件が変更した場合は、再度入札を行い、契約相手方を決定するのが原則であるが、すでに、通年を条件として公正な競争入札が行われた結果として、落札金額及び落札者が決定しており、落札金額の制限の範囲内で、かつ履行期間を除いて、最初競争入札に付するときに定めた入札の条件において随意契約によることとしても、一般競争入札を原則とする地方自治法の趣旨に反するものではない。

上記理由により、一旦有効に成立した入札の結果（落札決定）を尊重し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号を類推適用し、入札で決定した落札者と暫定的な予算措置が講じられる 4 月から 7 月までを契約期間とし随意契約を行う。

なお、本件契約は、単価契約であるため、契約金額については、応札価格とする。

4 担当部署

環境局 総務部 総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

容器包装プラスチック異物除去等業務委託（東淀中継施設）（単価契約）

2 契約の相手方

協同組合大阪再生資源業界近代化協議会

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている（地方自治法 232 条の 3）。

従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内で行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。

本市における平成 24 年度当初予算は、施策・事業を抜本的に見直すため、「暫定的な予算」編成（4 月から 7 月まで）としている。

本件契約は、通年の予算計上がなされることを前提として、平成 24 年度予算の発効を条件に通年の契約期間（4 月から翌年 3 月まで）で平成 23 年 10 月及び 11 月に入札を執行し落札者を決定していたが、本件契約にかかる予算が「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となったため、契約期間が 4 月から 7 月までとなった。

本来であれば、入札条件が変更した場合は、再度入札を行い、契約相手方を決定するのが原則であるが、すでに、通年を条件として公正な競争入札が行われた結果として、落札金額及び落札者が決定しており、落札金額の制限の範囲内で、かつ履行期間を除いて、最初競争入札に付するときに定めた入札の条件において随意契約によることとしても、一般競争入札を原則とする地方自治法の趣旨に反するものではない。

上記理由により、一旦有効に成立した入札の結果（落札決定）を尊重し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号を類推適用し、入札で決定した落札者と暫定的な予算措置が講じられる 4 月から 7 月までを契約期間とし随意契約を行う。

なお、本件契約は、単価契約であるため、契約金額については、応札価格とする。

4 担当部署

環境局 総務部 総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

容器包装プラスチック異物除去等業務委託（鶴見中継施設）（単価契約）

2 契約の相手方

大阪リサイクル事業協同組合

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている（地方自治法 232 条の 3）。

従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内で行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。

本市における平成 24 年度当初予算は、施策・事業を抜本的に見直すため、「暫定的な予算」編成（4 月から 7 月まで）としている。

本件契約は、通年の予算計上がなされることを前提として、平成 24 年度予算の発効を条件に通年の契約期間（4 月から翌年 3 月まで）で平成 23 年 10 月及び 11 月に入札を執行し落札者を決定していたが、本件契約にかかる予算が「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となったため、契約期間が 4 月から 7 月までとなった。

本来であれば、入札条件が変更した場合は、再度入札を行い、契約相手方を決定するのが原則であるが、すでに、通年を条件として公正な競争入札が行われた結果として、落札金額及び落札者が決定しており、落札金額の制限の範囲内で、かつ履行期間を除いて、最初競争入札に付するときに定めた入札の条件において随意契約によることとしても、一般競争入札を原則とする地方自治法の趣旨に反するものではない。

上記理由により、一旦有効に成立した入札の結果（落札決定）を尊重し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号を類推適用し、入札で決定した落札者と暫定的な予算措置が講じられる 4 月から 7 月までを契約期間とし随意契約を行う。

なお、本件契約は、単価契約であるため、契約金額については、応札価格とする。

4 担当部署

環境局 総務部 総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

容器包装プラスチック異物除去等業務委託（平野中継施設）（単価契約）

2 契約の相手方

大阪リサイクル事業協同組合

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている（地方自治法 232 条の 3）。

従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内で行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていないなければならない。

本市における平成 24 年度当初予算は、施策・事業を抜本的に見直すため、「暫定的な予算」編成（4 月から 7 月まで）としている。

本件契約は、通年の予算計上がなされることを前提として、平成 24 年度予算の発効を条件に通年の契約期間（4 月から翌年 3 月まで）で平成 23 年 10 月及び 11 月に入札を執行し落札者を決定していたが、本件契約にかかる予算が「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となったため、契約期間が 4 月から 7 月までとなった。

本来であれば、入札条件が変更した場合は、再度入札を行い、契約相手方を決定するのが原則であるが、すでに、通年を条件として公正な競争入札が行われた結果として、落札金額及び落札者が決定しており、落札金額の制限の範囲内で、かつ履行期間を除いて、最初競争入札に付するときに定めた入札の条件において随意契約によることとしても、一般競争入札を原則とする地方自治法の趣旨に反するものではない。

上記理由により、一旦有効に成立した入札の結果（落札決定）を尊重し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号を類推適用し、入札で決定した落札者と暫定的な予算措置が講じられる 4 月から 7 月までを契約期間とし随意契約を行う。

なお、本件契約は、単価契約であるため、契約金額については、応札価格とする。

4 担当部署

環境局 総務部 総務課（電話番号 06-6630-3164）